

第78期

定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2026年1月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

浅草ビューホテル4階
飛翔の間
東京都台東区西浅草3丁目17番1号

【目 次】

招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	6
事業報告	19
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

正栄食品工業株式会社

証券コード：8079

株主各位

(証券コード：8079)

2026年1月14日

(電子提供措置の開始日 2026年1月6日)

東京都台東区秋葉原5番7号

正栄食品工業株式会社

代表取締役社長 本多秀光

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shoeifoods.co.jp/ir/library>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使方法のご案内」に従って2026年1月28日（水曜日）午後5時20分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区西浅草3丁目17番1号

浅草ビューホテル 4階 飛翔の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的 事項

報告事項

1. 第78期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2026年1月29日(木曜日)午前10時開催

(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2026年1月28日(水曜日)午後5時20分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

[詳細は次ページをご覧ください](#)

行使期限

2026年1月28日(水曜日)午後5時20分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

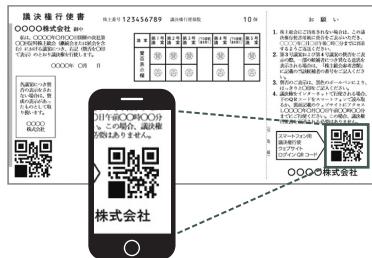
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

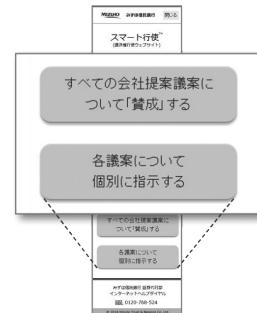
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

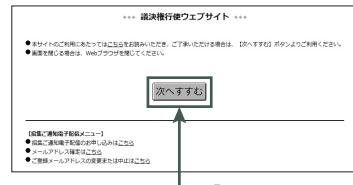
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

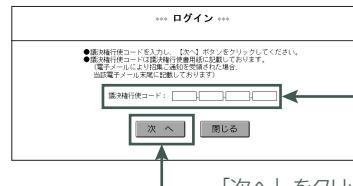
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

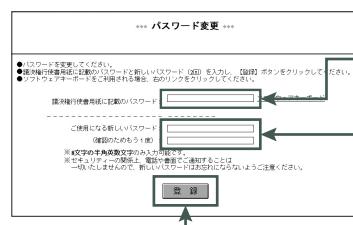
2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「初期/パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(年末年始を除く 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向けプラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があつたものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

- ① 議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
- ② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(下記)までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**(年末年始を除く 午前9:00~午後9:00)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**(年末年始を除く平日 午前9:00~午後5:00)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的な配当を維持することを基本方針とし、また、中長期的な成長を実現するための事業投資と、内部留保の水準等を考慮して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。	
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式 配当総額	1株につき30円 497,201,130円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年1月30日	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会において、より迅速な意思決定や実効性のある議論などを行っていく必要があることから、取締役の員数を20名以内から12名以内に減少させるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第48条（剰余金の配当等の決定機関）および第49条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）、第49条（剰余金の配当）および第50条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (自己の株式の取得)	第2章 株式 (削除)
<u>第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第6条～第18条 (現行どおり)
第7条～第19条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第20条 当会社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	第19条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第21条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第23条～第48条 (条文省略)	第22条～第47条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算 (新設)</p> <p><u>(剩余金の配当)</u></p> <p><u>第49条 剩余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第51条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 (剩余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第48条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(剩余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第49条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p>② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第50条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役11名全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1 再任 本多 市郎	ほん だ いちろう 本多 市郎	代表取締役会長	13回/13回 (100%)
2 再任 本多 秀光	ほん だ ひでみつ 本多 秀光	代表取締役社長	13回/13回 (100%)
3 再任 藤雄 博周	ふじ お ひろかね 藤雄 博周	専務取締役	13回/13回 (100%)
4 再任 加納 一徳	か のう かずのり 加納 一徳	常務取締役	13回/13回 (100%)
5 再任 坂口 健	さかぐち たけし 坂口 健	常務取締役	13回/13回 (100%)
6 再任 本多 泰隆	ほん だ やすたか 本多 泰隆	常務取締役	13回/13回 (100%)
7 新任 山口 一郎	やまぐち いちろう 山口 一郎	—	—
8 再任 甲斐 隆	かい たかし 甲斐 隆	社外取締役 独立役員	13回/13回 (100%)
9 再任 橋詰 豪	はしづめ たけし 橋詰 豪	社外取締役 独立役員	13回/13回 (100%)
10 再任 田内 直子	たのうち なお こ 田内 直子	社外取締役 独立役員	13回/13回 (100%)
11 再任 豊田 優美子	とよ だ ゆみこ 豊田 優美子	社外取締役 独立役員	13回/13回 (100%)

候補者番号

1

ほん だ いちろう
本多 市郎

■ 生年月日
1950年5月15日生

■ 所有する当社の株式の数
410,676株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年2月 当社 入社
1988年1月 当社 取締役関西支社長
1990年1月 当社 常務取締役
1994年1月 当社 専務取締役事業統轄本部長
1998年1月 当社 代表取締役社長
2024年1月 当社 代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

本多市郎氏は、1988年に当社取締役に就任し、1998年1月から現在に至るまで代表取締役として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。食品業界における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ほん だ ひでみつ
本多 秀光

■ 生年月日
1959年9月6日生

■ 所有する当社の株式の数
625,522株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年3月 当社 入社
1999年11月 当社 商品部長
2000年1月 当社 取締役商品部長
2002年11月 当社 取締役営業副本部長
2004年1月 当社 常務取締役営業副本部長
2010年1月 当社 専務取締役
2016年1月 当社 代表取締役副社長
2024年1月 当社 代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

本多秀光氏は、当社の商品部門や海外部門を中心に幅広く経験した後、2000年に当社取締役に就任し2016年1月から代表取締役副社長として社長を補佐し当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。また、2024年1月からは代表取締役社長として当社経営を担っております。当社の業務・経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ふじ お
藤雄 博周■ 生年月日
1954年7月26日生■ 所有する当社の株式の数
8,634株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年3月 当社 入社
 2004年1月 当社 執行役員経理部長
 2006年1月 当社 取締役経理部長
 2008年11月 当社 取締役経理部長兼関連事業部長
 2010年1月 当社 常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長
 2010年8月 当社 常務取締役管理本部長兼総務部長
 2016年1月 当社 専務取締役管理本部長兼総務部長
 2022年11月 当社 専務取締役管理本部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

藤雄博周氏は、当社入社以来、主に経理・経営企画等の部門を担当し、2006年1月に取締役に就任し、現在は専務取締役として、経営企画、総務、経理から構成される管理本部の責任者となっております。当社における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かのう かずのり
加納 一徳■ 生年月日
1961年7月29日生■ 所有する当社の株式の数
2,486株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 (株)東京銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
 2004年7月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 米国ロスアンゼルス支店副支店長
 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) トルコ国イスタンブール駐在員事務所長
 2014年7月 当社 経理部海外経理グループ部長
 2017年1月 当社 取締役経営企画室長
 2022年11月 当社 取締役経営企画部長兼人事総務部長
 2023年11月 当社 取締役経営企画部長
 2024年1月 当社 常務取締役経営企画部長
 2025年11月 当社 常務取締役経営企画部長兼情報システム部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

加納一徳氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験を有しており、当社入社後は海外経理や企画部門を担当した後、2017年1月に取締役に就任。現在は常務取締役として、経営計画の策定や機関投資家窓口などの経営企画業務全般の責任者を務めるほか、情報システム部長も兼務しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さかぐち
坂口

たけし
健

■ 生年月日
1961年11月8日生

■ 所有する当社の株式の数
3,769株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年3月 当社 入社
2011年11月 当社 九州支店次長
2014年1月 当社 原料一部長
2017年1月 当社 執行役員原料一部長
2018年1月 当社 取締役原料一部長
2018年4月 当社 取締役営業本部副本部長兼原料一部長
2022年1月 当社 取締役営業本部長
2023年11月 当社 取締役人事総務部長
2024年1月 当社 常務取締役人事総務部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

坂口健氏は、当社入社以来、管理・営業部門等の幅広い職域を担当し、大手食品メーカー向けの営業部門の責任者を務めた後、2018年1月に取締役に就任し、現在は常務取締役人事総務部長を務めております。当社における豊富な業務経験を有していることから、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ほん だ
本多 やすたか
泰隆

■ 生年月日
1982年7月26日生

■ 所有する当社の株式の数
18,138株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月 当社 入社
2018年4月 当社 九州支店長
2021年4月 当社 原料一部長
2022年1月 当社 取締役営業統括部管掌兼原料一部長
2022年11月 当社 取締役営業本部副本部長
2023年11月 当社 取締役営業本部長
2024年1月 当社 常務取締役営業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

本多泰隆氏は、当社入社以来、営業部門・商品部門で幅広い業務を担当し、米国子会社での勤務も経験しております。大規模な支店の支店長を経験したのち、現在は本社で常務取締役営業本部長として当社の営業全般の責任者を務めております。当社の業務全般に知見を有していることから、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

やまぐち いちろう
山口 一郎■ 生年月日
1960年6月7日生■ 所有する当社の株式の数
535株

新 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 ニチメン(株) (現双日株式会社) 入社
 2002年5月 欧州ニチメン ロッテルダム支店 支店長
 2012年6月 双日食料(株) 執行役員食料原料本部長
 2021年10月 当社 顧問
 2022年1月 当社 商品本部副本部長
 2023年1月 当社 執行役員第二商品本部長
 2024年1月 当社 常務執行役員第二商品本部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

山口一郎氏は、大手総合商社の食料・食品部門で国内外での勤務を通じ豊富な経験を有しており、当社入社後は商品部門の本部長として当社商品の国内外からの仕入、商品企画、在庫管理、販売等の責任者を務めております。また、2024年1月からは常務執行役員として経営全般へも関与しております。このような観点から当社の経営の充実に資する人材と判断し新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かい たかし
甲斐 隆■ 生年月日
1952年3月5日生■ 所有する当社の株式の数
-株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年4月 三井物産(株) 入社
 2004年3月 同社 食料本部九州食料部長
 2007年3月 同社 内部監査部検査役
 2012年6月 三井物産スチール(株) 監査役
 2017年1月 当社 取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

甲斐隆氏は、大手総合商社の食料・食品部門での国内外での勤務を通じ豊富な経験を有し、内部監査部の検査役およびグループ企業での監査役を歴任されることで、会社の経営に関与されており、幅広い分野で深い見識をお持ちですので、企業倫理の観点からのご助言や独立した立場からの経営の監督をいただくことで、当社の企業価値の持続的な向上に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

候補者番号

9

はしづめ
橋詰

たけし
豪

■ 生年月日
1959年8月11日生

■ 所有する当社の株式の数
-株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)日本興業銀行 (現株)みずほ銀行 入行
2000年10月 みずほ証券(株) 営業開発部長
2010年4月 同社 IBPG(Investment Banking & Products Group)グループ長
2011年4月 同社 執行役員IBPGグループ長
2012年7月 横浜東邦病院 院長補佐兼経営戦略室長
2016年3月 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会 大会運営局次長
2021年10月 リンクステック(株) 取締役経営企画部部長(CFO)
2022年1月 当社 取締役 (現任)
2022年10月 リンクステック(株) 常務取締役経営企画本部長
2025年7月 Bフードサイエンス(株) 常勤監査役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

橋詰豪氏は、大手証券会社の執行役員を務めるなど、金融業界において会社経営の関与を含む幅広い経験を有し、また、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の大会運営局次長として大規模な組織の運営・とりまとめに深い知見を有されています。これらの経験から経営全般に関する助言や独立した立場からの経営への監督をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

10

たのうち なお こ
田内 直子

■ 生年月日
1965年5月19日生

■ 所有する当社の株式の数
-株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年4月 味の素(株) 入社
1999年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2002年1月 味の素(株) 入社
2009年7月 同社 アミノサイエンス事業開発部専任部長
2011年7月 同社 経営企画部専任部長
2016年7月 同社 監査部専任部長
2019年6月 味の素アニマル・ニュートリション・グループ(株) 監査役
2021年4月 神戸大学大学院 客員教授
2022年1月 当社 取締役 (現任)
2024年3月 サッポロホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2025年3月 東京建物(株) 社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田内直子氏は、大手食品メーカーでの営業や事業戦略の経験に加え、経営企画部門にてM&Aや中期経営計画策定業務に従事されるなど幅広い分野を経験されています。また、内部監査業務の統括やグループ企業での監査役を歴任するなど、内部統制や会社経営についても深い見識を持たれています。これらの経験から、当社のグループ経営や事業戦略分野などでの助言や独立した立場からの監督をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

11

とよだ ゆみこ
豊田 優美子■ 生年月日
1964年11月27日生■ 所有する当社の株式の数
-株

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 山一證券(株) 入社
 1998年3月 (株)電通(現(株)電通グループ) 入社
 2008年7月 同社 コーポレート・コミュニケーション局 専任部長
 2015年7月 同社 経営企画局 I R 部長
 2018年10月 一般社団法人如水会 研修文化部長
 2024年1月 当社 取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

豊田優美子氏は、大手証券会社や大手広告会社にて、資本市場関連業務、株式上場準備、I R業務、経営企画、広報、人材開発・人材育成などの幅広い業務に従事されたご経験をお持ちです。これらの経験から、当社のガバナンス、I R活動、人材育成などの分野でのご助言や独立した立場からの監督をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者甲斐 隆、橋詰 豪、田内直子および豊田優美子の各氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
 ①候補者甲斐 隆氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定される予定であります。
 ②候補者橋詰 豪氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定される予定であります。
 ③候補者田内直子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定される予定であります。
 ④候補者豊田優美子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定される予定であります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
 社外取締役候補者の甲斐 隆、橋詰 豪、田内直子および豊田優美子の各氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
 甲斐 隆、橋詰 豪、田内直子および豊田優美子の各氏の選任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされることにより、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス

当社取締役会は、当社の経営理念・経営ビジョンを踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上の観点から、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境の整備に努め、効果的な経営の監督機能の発揮を可能にするために、第3号議案が承認可決された場合の取締役および監査役の経験・専門性の分野について以下のとおり定義し、全体として取締役会の構成がバランスをとれるように努めています。

氏名	役員	主な専門的経験分野						
		企業経営 経営戦略	法務 内部統制 リスク管理	財務 会計	グローバル	人材開発 HR	テクノロジー IT	サステナ ビリティ 環境 CSR
本多 市郎	取 締 役	○			○			
本多 秀光		○			○			
藤雄 博周		○	○	○		○	○	○
加納 一徳		○	○	○	○	○	○	○
坂口 健		○	○			○		
本多 泰隆		○			○			
山口 一郎		○	○		○			
甲斐 隆		○	○		○	○		
橋詰 豪		○		○	○			
田内 直子		○	○	○	○			
豊田 優美子		○		○		○		
吉田 恵造	監 査 役	○	○	○	○			
遠藤 喜佳			○	○				
相川 高志			○	○			○	
飯島 信幸			○	○		○		

スキルマトリックスの各項目選定理由

(1) 企業経営・経営戦略

取締役会の重要な役割は、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的成長を実現するための企業戦略に関する監督・助言を行い、重要な意思決定を行うことであり、企業経営・経営戦略に関する経験・能力を重要視します。

(2) 法務・内部統制・リスク管理

企業経営で重要な要素であり、また取締役会の重要な責任でもあることから、これらの知見のある取締役が一定数必要と考えております。

(3) 財務・会計

企業の経営に必須の分野であり、知見のある取締役が一定数必要と判断しております。

(4) グローバル

国内および海外食材の提供により新たな食文化の創造を目指しており、また海外での事業展開も行っておりますので、グローバルな知見や経験は必要と考えます。

(5) 人材開発・HR

人材は企業の活動の基盤であり、企業の持続的な成長のための重要な要素と考えます。

(6) テクノロジー・IT

DX (デジタルトランスフォーメーション) を重要視しており、ITを利用した業務の効率化・高度化を目指しております。

(7) サステナビリティ・環境・CSR

環境への配慮や人権などを尊重することは、企業の最も重要な使命と考えております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績は堅調であり株価が好調に推移しましたが、日銀による利上げへの慎重な姿勢等から円安傾向が継続し、輸入品を中心とした物価高が続きました。食品業界におきましては、引き続き値上げが継続しましたが、消費者の節約志向への動きもあり、商品力強化などの動きが続きました。このような状況にあって当社グループでは、商社でありかつメーカー部門も保有している強みを生かし、海外仕入先との連携強化や顧客ニーズに合わせた商品開発など、付加価値商品の供給に努めました。

これらの結果、売上面につきましては、日本、米国、中国すべてのセグメントで売上増となり、当連結会計年度の連結売上高は、前年同期比8.4%増の1,248億97百万円となりました。

利益面につきましては、DXに向けた費用や人件費の増加などから販売費及び一般管理費が増加となりましたが、原料価格の上昇を反映した価格適正化により売上総利益が増益となり、営業利益は同2.0%増の49億42百万円、経常利益は同0.8%増の49億92百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、米国関係会社等での労働訴訟に基づく損害賠償金2億90百万円に加え、前期ソフトウェア仮勘定に計上した基幹システム刷新のための顧問料のうち1億44百万円を開発要件の見直しに基づき特別損失に計上したことから、同4.2%減の30億35百万円となりました。

次に、事業の部門別概況をご報告いたします。

＜乳製品・油脂類＞

価格上昇もあり、粉乳やバターなどの輸入乳製品売上が増加し、国内仕入品の売上も増加しました。また、国内生産子会社の乳製品売上も値上げ効果等で増加となつたことから、乳製品・油脂類売上高は385億95百万円（前期比7.3%増）となりました。

＜製菓原材料類＞

マロンペーストなどの菓製品の売上は減少となりましたが、チョコレート加工品、製菓用焼き菓子、フルーツ洋酒漬など自社加工製品やチョコレート類などの国内仕入品の売上が増加となりました。この結果、製菓原材料類売上高は206億48百万円（前期比6.7%増）となりました。

＜乾果実・缶詰類＞

単価の上昇を反映し、アーモンド、クルミ、ココナッツ、レーズン等の日本での売上が増加し、中国でも国内販売が増加しました。また、米国でもクルミやプルーンの売上が増加になったことから、乾果実・缶詰類売上高は447億63百万円（前期比11.4%増）となりました。

＜菓子・リテール商品類＞

力カオ原料価格の高騰による販売価格の上昇もあり、NBやPBのチョコレート菓子が増収となり、プルーン小袋などのリテール商品も売上増となりました。これらの結果、菓子・リテール商品類売上高は208億78百万円（前期比6.9%増）となりました。

事業の部門別売上高

(単位：百万円)

事業の部門別	第 77 期 2023年11月1日から 2024年10月31日まで		第 78 期 2024年11月1日から 2025年10月31日まで		
	売上高	構成比	売上高	構成比	
食品事業	乳 製 品・油 脂 類	35,937	31.2	38,595	30.9
	製 菓 原 材 料 類	19,339	16.8	20,648	16.5
	乾 果 実・缶 詰 類	40,174	34.9	44,763	35.9
	菓子・リテール商品類	19,524	16.9	20,878	16.7
	そ の 他	227	0.2	3	0.0
小 計		115,204	100.0	124,888	100.0
そ の 他		4	0.0	9	0.0
合 計		115,208	100.0	124,897	100.0

(2) 資金調達の状況

当社グループでは、金融機関からの借り入れおよび自己資金でまかなっておりま

す。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（キャッシュ・フローベース）は、17億63百万円であります。

その主なものは(株)正栄デリシィの菓子製造ラインに係る設備投資や、そのほか生産子会社における製造ラインの効率化や品質向上などを目的とする機械装置などの購入によるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、国内外から厳選された安全・安心な食品をお客様に提供することで、新たな食文化を創造し、社会に貢献することを目指しております。そのために、高品質な原料の安定調達、加工機能による付加価値の向上、顧客ニーズへの対応力の強化といった三つの機能を融合させ、それを更に追求することで、素材から新しい価値を見いだすことを経営の基本方針としており、以下のような課題に前向きに取り組んでまいります。

① 食品原料等の価格変動

国際情勢の不安、地政学リスク、気候変動の影響等により農産物の供給懸念が増大し、世界的なインフレや為替変動の影響もあり、輸入原料の価格は不安定な状況が続いております。また、物流費や人件費の高騰も価格上昇の要因となっています。産地多様化推進などサプライチェーンの更なる強化を図ることで安定供給の確保に努めてまいります。

② 市場環境の変化と消費者ニーズの多様化

物価高に所得の伸びが追いつかない環境下、節約志向により単価の安いものへシフトする一方、健康要素や付加価値の高い商品への需要が拡大しております。商品開発・企画機能の強化およびグループ工場との更なる連携を図り、健康で豊かな食生活に貢献できるよう、安全・安心かつ高品質でおいしい食材の供給に努めてまいります。

③ 少子高齢化による人材不足の深刻化

少子高齢化による労働力不足と人件費の上昇が続き、人材獲得競争が激化しております。採用力の強化と人事制度の改革により「選ばれる組織」作りへの取り組みを進め、社内人材の育成・リスクリングへの注力、働き方の柔軟性確保など従業員のエンゲージメント向上に努め、人的資本経営の強化を図ってまいります。

④ デジタル技術の進展・情報セキュリティのリスク

社会全体で生成AI（人工知能）などのデジタル技術が急速に発展し、経営におけるDX推進への対応が強く問われる環境になっております。社員のITレベルの向上を図り、DX推進によるデータ利活用や業務効率化を進めてまいります。また、ランサムウェアや情報漏洩など複雑かつ多様なリスクが増加しておりますので、外部専門家との連携を含めた対応の強化を図ってまいります。

⑤ サステナビリティへの要請強化

サステナビリティを意識した経営への要請が高まっており、環境対応に加え、女性活躍や人材多様化など人的資本経営への注目度が更に高くなっています。当社では「サステナビリティ基本方針」に基づき、公正で適正な取引を前提に、多様なステークホルダーとの人権・労働環境・環境負荷などのサステナビリティ課題に着実に取り組むことで、持続可能な社会への貢献を目指してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分	第75期 2022年10月期	第76期 2023年10月期	第77期 2024年10月期	第78期 (当連結会計年度) 2025年10月期
売上高(千円)	103,188,411	109,594,493	115,208,856	124,897,835
経常利益(千円)	4,095,103	4,137,412	4,950,871	4,992,029
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,788,355	2,809,236	3,170,156	3,035,838
1株当たり当期純利益(円)	165.63	166.81	188.18	181.31
純資産(千円)	49,158,674	52,035,789	54,169,389	55,931,216
総資産(千円)	82,851,870	87,452,478	89,905,926	96,586,778
1株当たり純資産額(円)	2,867.08	3,034.45	3,155.95	3,308.20

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
筑 波 乳 業 株 式 会 社	247,500 千円	83.6 %	乳製品類の製造・販売およびナッツ類の加工・販売
株式会社 京 ま ろ ん	35,000	100.0	瓶・缶詰類の製造・販売およびナッツ類の加工・販売
株式会社 口 ビ ニ ア	10,000	100.0	菓子類の製造・販売
株式会社 正 栄 デ リ シ イ	100,000	100.0	菓子類の仕入・製造・販売
ShoEi Foods (U.S.A.),Inc.	23,050 千米ドル	100.0	農産物輸出入・販売、農園経営および果実類の加工・販売
青 島 秀 愛 食 品 有 限 公 司	14,600 千米ドル	100.0	農産物の加工および販売
延 吉 秀 愛 食 品 有 限 公 司	8,062 千米ドル	100.0	同上
上 海 秀 愛 國 際 貿 易 有 限 公 司	6,000 千米ドル	100.0	加工食品の仕入・販売
香港正栄国際貿易有限公司	2,000 千香港ドル	100.0	同上

当連結会計年度末日における連結子会社は上記9社、持分法適用会社は3社であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業は、乳製品・油脂類、製菓原材料類、乾果実・缶詰類、菓子・リテール商品類などの輸入および生産ならびに卸販売を行っております。その他に不動産賃貸業を行っております。

部門別的主要取扱品は次のとおりであります。

部 門	取 扱 品 目	主 要 取 扱 品 目 名
食品事業	乳 製 品 ・ 油 脂 類	粉乳、練乳、バター、チーズ、ソフトクリームミックス、乳糖、カゼイン、製菓・冷菓・製パン用油脂各種、マーガリン類、ショートニング等
	製 菓 原 材 料 類	製菓用チョコレート各種、フルーツ加工品、卵加工品、粟製品、和菓子材料、起泡剤、製菓用洋酒、糖化製品、乳化剤、香料、砂糖、小麦粉等
	乾 果 実 ・ 缶 詰 類	乾燥果実・ナッツ各種（レーズン、プルーン、アーモンド、クルミ、ココナッツ等）、缶詰各種（パインアップル、みかん、黄桃、コーン、筍、トマト等）、業務用食品等
	菓子・リテール商品類	チョコレート菓子、ビスケット、クッキー、小袋ドライフルーツ・ナッツ（プルーン、アーモンド、クルミ等）
	そ の 他	包装資材 その他
そ の 他	不 動 産 賃 貸	貸ビル等

(12) 主要な営業所および工場

当社本社

東京都台東区秋葉原5番7号

国内営業拠点

本社（東京都台東区）、関西支店（大阪市淀川区）、九州支店（福岡市東区）、札幌支店（札幌市厚別区）、仙台支店（仙台市若林区）、新潟支店（新潟市中央区）、名古屋支店（名古屋市中区）、広島支店（広島市安佐南区）、筑波乳業（株）（茨城県石岡市）、筑波乳業（株）営業本社（東京都千代田区）、（株）正栄デリシィ（東京都台東区）

国内生産拠点

筑波乳業(株)石岡工場 (茨城県石岡市)、筑波乳業(株)玉里工場 (茨城県小美玉市)、(株)正栄デリシィ筑西工場 (茨城県筑西市)、(株)京まろん水海道工場 (茨城県常総市)、(株)京まろん天草工場 (熊本県天草市)、(株)京まろん坂東工場 (茨城県坂東市)、(株)ロビニア坂城工場 (長野県埴科郡)

海外拠点

ShoEi Foods(U.S.A.),Inc. (米国カリフォルニア州)
上海秀愛國際貿易有限公司 (中国)
香港正栄國際貿易有限公司 (中国)
青島秀愛食品有限公司 (中国)
延吉秀愛食品有限公司 (中国)

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,483 (583) 名	52名減

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	8,468,104 千円
株式会社三菱UFJ銀行	6,065,738
農林中央金庫	4,709,579

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,585,000株
(2) 発行済株式総数 17,100,000株 (自己株式 526,629株を含む。)
(3) 株主数 32,663名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
正栄プラザ株式会社	1,613千株	9.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,177	7.1
本多興産株式会社	830	5.0
正栄食品取引先持株会	742	4.4
本多秀光	625	3.7
株式会社みずほ銀行	545	3.2
株式会社三菱UFJ銀行	456	2.7
株式会社明治	428	2.5
本多市郎	410	2.4
第一生命保険株式会社	293	1.7

(注) 持株比率は自己株式(526,629株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	5,413株	7名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2025年10月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	本多市郎		
代表取締役社長	本多秀光		
専務取締役	中島豊海	生産本部長	(株)正栄デリシィ 代表取締役社長
専務取締役	藤雄博周	管理本部長	
常務取締役	加納一徳	経営企画部長	
常務取締役	坂口健	人事総務部長	
常務取締役	本多泰隆	営業本部長	
取締役	甲斐 隆		
取締役	橋詰 豪		Bフードサイエンス(株) 常勤監査役
取締役	田内直子		サッポロホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 東京建物(株) 社外取締役
取締役	豊田優美子		
常勤監査役	吉田恵造		
監査役	遠藤喜佳		千葉商科大学大学院商学研究科客員教授 東洋大学名誉教授
監査役	相川高志		新創監査法人代表社員 東急リアル・エステート投資法人 監督役員
監査役	飯島信幸		産業能率大学経営学部教授 (株)長谷工コーポレーション監査役

- （注）1. 取締役甲斐 隆、橋詰 豪、田内直子および豊田優美子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役遠藤喜佳、相川高志および飯島信幸の各氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役吉田恵造氏は、大手生命保険会社にて国際部門・法人部門などの部長職を歴任され組織運営の経験を有しており、経営の健全性・適格性に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役遠藤喜佳氏は、大学教授として、会社法務および企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役相川高志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役飯島信幸氏は、税理士の資格を有しており、国税庁にて税務の専門家として幅広い経験をされ、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 なお、取締役甲斐 隆、橋詰 豪、田内直子および豊田優美子、監査役遠藤喜佳、相川高志および飯島信幸の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および連結対象子会社の全取締役、全監査役、全執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされることにより、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

当社では取締役の個人別の報酬等の決定方針については、取締役会の承認のもと、以下の内容で役員報酬規程を定めております。

取締役の報酬は月額報酬、役員賞与、株式報酬により構成します。なお、社外取締役については、月額報酬のみを支払います。

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度の範囲内で、任意の諮問委員会であるガバナンス委員会での審議を経たうえで決定します。

取締役（社外取締役を除く）の個人別月額報酬および役員賞与については、取締役会で支給総額を決定し、月額報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、中長期的なグループ企業価値向上への貢献度等に応じ、また役員賞与については、経営責任を明確にし、業績向上に対するインセンティブを一層高めるため、利益計画達成状況等の会社業績および各人の貢献度等をベースに職責や成果を反映し、代表取締役社長（本多秀光）が総合的に判断し決定しております。

また、取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬制度を導入しております。対象取締役は本制度に基づき譲渡制限付株式付与のため、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みます。またその1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することとし、譲

渡制限付株式の譲渡制限期間は20年間から30年間の間で当社の取締役会が予め定める期間としております。また、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める地位を、任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除することとしております。一方、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を任期満了、死亡その他正当な理由なく退任した場合には、当社は当該株式を無償で取得いたします。

社外取締役への報酬は、その社会的地位および会社への貢献度等を勘案したうえで合計金額を取締役会で決定し、各人別の配分については代表取締役社長（本多秀光）が決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の月額報酬および役員賞与に係る個人別報酬額については、効率的な取締役会の運営のため、取締役会での決議を受け、代表取締役社長（本多秀光）に再一任しています。これらの権限を委任している理由は、代表取締役社長（本多秀光）が当社グループの経営状況や各取締役の責任遂行状況や貢献度等を総合的に把握しているためであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬制度・方針や報酬金額については、任意の諮問委員会であり社外取締役が過半数で構成されるガバナンス委員会での審議事項としており、取締役会に対し審議結果を報告することで、再一任された代表取締役社長（本多秀光）による決定に関し客観性・透明性を担保しており、取締役会では役員報酬制度が適切に運用されていると判断しております。

④ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、常勤・非常勤の監査役とともに、月額報酬のみを支払います。独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、役員賞与および株式報酬は支給しておりません。監査役の月額報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法については法令に従い監査役の協議によって定めております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
		固定報酬	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	267,968 (25,800)	246,600 (25,800)	21,368 (一)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	34,800 (18,000)	34,800 (18,000)	— (一)	4 (3)
合計	302,768	281,400	21,368	15

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2024年1月30日開催の第76期定時株主総会において年額260,000千円以内（うち社外取締役分3千6百万円以内）と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は4名）であります。
また、この報酬等の額とは別枠として、2020年1月30日開催の第72期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額80,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年1月28日開催の第46期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先
取締役	橋詰豪	Bフードサイエンス(株) 常勤監査役
取締役	田内直子	サッポロホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 東京建物(株) 社外取締役
監査役	遠藤喜佳	千葉商科大学大学院商学研究科客員教授 東洋大学名誉教授
監査役	相川高志	新創監査法人代表社員 東急リアル・エステート投資法人 監督役員
監査役	飯島信幸	産業能率大学経営学部教授 (株)長谷工コーポレーション監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	甲斐 隆	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手商社の食料・食品部門での高い見識と豊富な経験を有し、また、内部監査部の検査役およびグループ企業での監査役を歴任するなどの経験から、経営全般にわたり、助言・提言・監督を行っていただいております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のガバナンス全般への助言もいただいております。
取締役	橋詰 豪	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手証券会社の執行役員などの会社経営や組織運営に関与した経験に基づき、当社グループの経営全般に関する助言や独立した立場からの経営への監督をいただいております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のガバナンス全般への助言もいただいております。
取締役	田内 直子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手食品メーカーでの事業戦略や監査部門での経験に基づき、人財活用や女性活躍など幅広い分野での助言や独立した立場からの経営への監督をいただいております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のガバナンス全般への助言もいただいております。
取締役	豊田 優美子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手証券会社や大手広告会社での広報、人材開発、IR部門等での経験に基づき、人財活用や女性活躍など幅広い分野での助言や独立した立場からの経営への監督をいただいております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のガバナンス全般への助言もいただいております。
監査役	遠藤 喜佳	当事業年度開催の取締役会13回・監査役会14回の全てに出席し、大学教授として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な助言をいただいております。
監査役	相川 高志	当事業年度開催の取締役会13回中12回・監査役会14回中13回に出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な助言をいただいております。
監査役	飯島 信幸	当事業年度開催の取締役会13回中12回・監査役会14回中13回に出席し、国税庁にて税務の専門家として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な助言をいただいております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定ならびに当社定款第32条および第43条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

イ. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

52,000千円

ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年10月31日現在)

単位：千円（未満切捨）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	65,764,154	流動負債	33,770,661
現金及び預金	11,505,001	支払手形及び買掛金	10,744,876
受取手形及び売掛金	23,753,891	短期借入金	14,032,984
商品及び製品	23,373,545	1年内返済予定の長期借入金	2,837,616
仕掛品	1,205,859	未払金	2,381,583
原材料及び貯蔵品	4,073,590	未払法人税等	1,130,527
前渡金	578,753	賞与引当金	1,106,108
その他	1,275,397	役員賞与引当金	11,690
貸倒引当金	△1,884	その他	1,525,274
固定資産	30,822,623	固定負債	6,884,899
有形固定資産	22,792,963	長期借入金	5,449,115
建物及び構築物	11,787,133	繰延税金負債	217,172
機械装置及び運搬具	6,183,239	退職給付に係る負債	668,097
工具、器具及び備品	389,555	役員退職慰労引当金	92,410
土地	3,606,323	その他	458,103
リース資産	204,962	負債合計	40,655,561
建設仮勘定	322,443	純資産の部	
その他	299,305	株主資本	48,268,517
無形固定資産	491,072	資本金	3,379,736
ソフトウェア	105,046	資本剰余金	3,068,975
ソフトウェア仮勘定	236,443	利益剰余金	43,795,860
その他	149,582	自己株式	△1,976,054
投資その他の資産	7,538,588	その他の包括利益累計額	6,559,608
投資有価証券	4,507,415	その他有価証券評価差額金	2,285,364
関係会社株式	185,795	繰延ヘッジ損益	279,981
長期前払金	2,326,339	為替換算調整勘定	3,951,322
繰延税金資産	217,399	退職給付に係る調整累計額	42,940
その他	399,577	非支配株主持分	1,103,090
貸倒引当金	△97,938	純資産合計	55,931,216
資産合計	96,586,778	負債純資産合計	96,586,778

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

科 目	金 額
売上高	124,897,835
売上原価	105,248,741
売上総利益	19,649,094
販売費及び一般管理費	14,706,186
営業利益	4,942,908
営業外収益	
受取利息	11,589
受取配当金	120,264
為替差益	10,505
持分法による投資利益	26,579
工場誘致奨励金	29,289
その他	106,398
	304,627
営業外費用	
支払利息	238,870
支払補償費	9,465
その他	7,169
	255,505
経常利益	4,992,029
特別利益	
固定資産売却益	3,229
特別損失	
減損損失	144,830
固定資産除却損	25,383
固定資産売却損	11,321
投資有価証券評価損	2,950
損害賠償金	290,056
	474,542
税金等調整前当期純利益	4,520,716
法人税、住民税及び事業税	1,735,570
法人税等調整額	△344,470
当期純利益	3,129,616
非支配株主に帰属する当期純利益	93,778
親会社株主に帰属する当期純利益	3,035,838

計算書類

貸借対照表 (2025年10月31日現在)

単位:千円 (未満切捨)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,569,103	流動負債	28,537,168
現金及び預金	5,847,354	買掛金	9,363,486
受取手形	682,039	短期借入金	13,896,011
売掛金	18,627,712	1年内返済予定の長期借入金	2,720,000
商品	14,188,781	リース債務	117,910
輸入未着品	3,736,216	未払金	1,041,949
前渡金	106,721	未払費用	205,151
関係会社短期貸付金	1,336,136	未払法人税等	483,600
未収入金	36,076	預り金	172,185
その他	1,010,082	賞与引当金	386,000
貸倒引当金	△2,018	その他	150,872
固定資産	20,422,080	固定負債	6,383,023
有形固定資産	10,284,648	長期借入金	5,330,000
建物	7,026,111	預り敷金及び保証金	111,087
構築物	244,655	リース債務	107,840
機械及び装置	1,442	繰延税金負債	431,996
工具、器具及び備品	78,398	退職給付引当金	170,509
土地	2,729,078	その他	231,590
リース資産	204,962	負債合計	34,920,192
無形固定資産	302,048	純資産の部	
ソフトウェア	58,929	株主資本	28,784,804
電話加入権	6,675	資本金	3,379,736
ソフトウェア仮勘定	236,443	資本剰余金	3,064,625
投資その他の資産	9,835,383	資本準備金	3,042,770
投資有価証券	3,930,343	その他資本剰余金	21,855
関係会社株式	3,144,652	利益剰余金	24,316,496
出資金	9,458	利益準備金	523,872
関係会社出資金	2,538,084	その他利益剰余金	23,792,624
その他	265,338	固定資産圧縮積立金	40,385
貸倒引当金	△52,494	別途積立金	11,710,000
		繰越利益剰余金	12,042,238
		自己株式	△1,976,054
		評価・換算差額等	2,286,188
		その他有価証券評価差額金	2,006,207
		繰延ヘッジ損益	279,981
		純資産合計	31,070,992
資産合計	65,991,184	負債純資産合計	65,991,184

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

科 目	金 額
売上高	
商品売上高	96,407,476
不動産賃貸収入	804,565
	97,212,042
売上原価	
商品売上原価	85,335,452
不動産賃貸収入原価	647,580
	85,983,032
売上総利益	11,229,009
販売費及び一般管理費	8,947,918
営業利益	2,281,091
営業外収益	
受取利息	24,969
受取配当金	759,746
受取手数料	15,513
その他	38,030
	838,260
営業外費用	
支払利息	210,655
為替差損	8,352
その他	13,221
	232,229
経常利益	2,887,122
特別損失	
減損損失	144,830
固定資産除却損	0
固定資産売却損	0
投資有価証券評価損	2,950
損害賠償金	44,718
	192,498
税引前当期純利益	2,694,623
法人税、住民税及び事業税	905,243
法人税等調整額	△201,301
	703,942
当期純利益	1,990,681

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

正栄食品工業株式会社
取締役会御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古川真之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、正栄食品工業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、正栄食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

正栄食品工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古川真之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山行央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、正栄食品工業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門（内部監査室）その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月23日

正栄食品工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	吉田 恵造	印
監査役	遠藤 喜佳	印
監査役	相川 高志	印
監査役	飯島 信幸	印

（注）監査役遠藤喜佳、監査役相川高志及び監査役飯島信幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

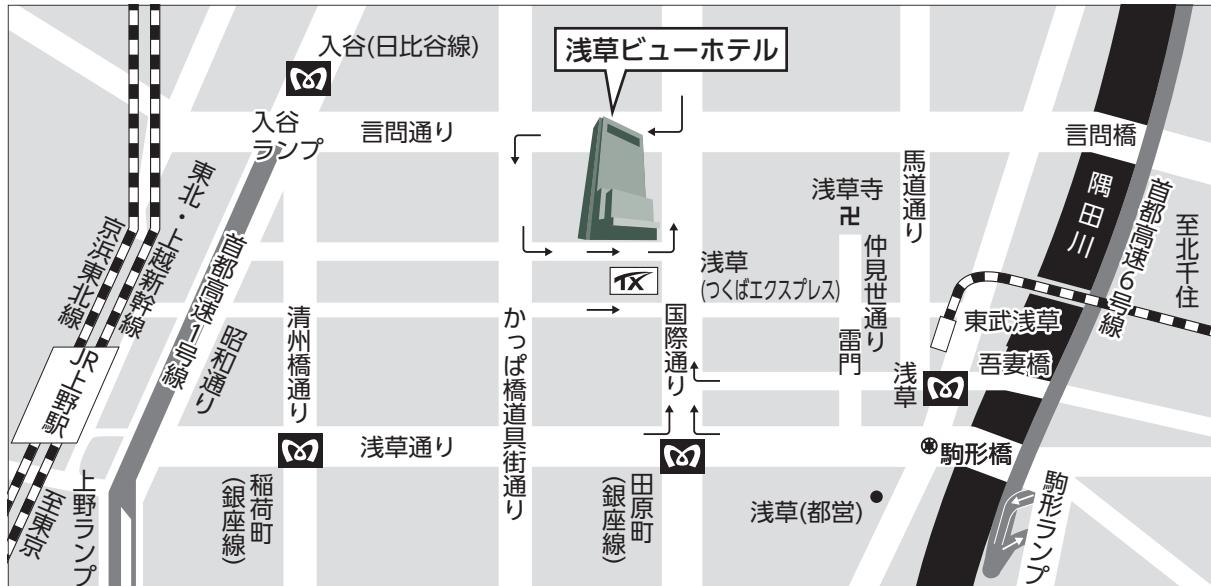
以上

株主総会会場ご案内図

会場

浅草ビューホテル4階 飛翔の間

東京都台東区西浅草3丁目17番1号 電話: 03-3847-1111 (代表)



交通

首都圏新都市鉄道・つくばエクスプレス
東京メトロ・銀座線
都営地下鉄・都営浅草線
東武鉄道・東武スカイツリーライン
JR「上野駅」タクシー5分

「浅草駅」 A2出口

徒歩1分

「田原町駅」 3番出口

徒歩7分

「浅草駅」 A4出口

徒歩13分

「浅草駅」 松屋出口

徒歩10分

定時株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

ShoEi
SHOEI FOODS CORPORATION

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。